平成24年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号 議案第17号

議 案 名 平成24年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益 44 億 8,320 万 5 千円、水道事業費用 44 億 8,048 万 7 千円で収支差引 271 万 8 千円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 3 億 5,725 万 2 千円、資本的支出 16 億 5,036 万 4 千円、収支差引 - 12 億 9,311 万 2 千円で、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する。

主な建設改良事業は、管路更新事業に 2 億 1 千万円、基幹施設耐震化事業に 1 億 2 千万円。企業債は、建設改良事業に限度額 3 億 3 千万円を定める。

論点 1 予算上の財務指標等の数値の推移について

<質疑の概要>

- 問1 予算での消費税を含む収益的収入及び支出ではなく、消費税を除く損益計算では、赤字予算となる。赤字を目指しているということか。また、分担金をあてにした予算では不安定になるのではないか。
- 答1 実態としてはそのようになっている。開発事業による分担金は、年度により額 の差が大きいが、ある程度頼らざるを得ない。
- 問2 分担金収入はあてにできない。営業損益で黒字化を目指すべきではないか。
- 答2 言われるとおり。営業損益で収支均衡に持っていくべきと考える。
- 問3 減価償却の考え方。みなし償却を実施していない。予算で収支均衡にし、収支 が0であれば、減価償却分は黒字になる。そのような予算編成を目指すのか。
- 答3 平成24年度予算ベースで12億円。現金のともなわない支出で、利益ではない。将来の投資に回す考え方である。
- 問4 現役世代がすべてを負担するのはおかしい、将来世代も負担してもらう考え方 を。減価償却を考慮に入れるなら、収支均衡ではなく、損益で少々の赤字でも構 わない。みなし償却の部分で、国県からの補助金や、一般会計からの繰入は。
- 答4 国県からの補助金はない。

論 点 2 次年度以降を見据えた予算編成等について

<質疑の概要>

- 問1 水道料金が値下げの方向で改定ときく。水道はライフラインの中でも上位にくるものと思う。施設更新との関係は。
- 答1 料金の改定は、節水の呼びかけもあり、小口径の少量使用者への対応。値下げではないが、収入は減となる。施設更新は、全体の経営の中で対応していく。
- 問2 10立方メートルまで同額で、下水道と違い料金体系が従量制でない。下水道は1立方メートルごとの完全従量制。少なく使う人が負担しており、節水型の料金体系を。

- 答2 水道は基本料金部分があり、全くの従量制ではない。施設整備を負担いただく、 歴史の中で生まれた料金制度。問題はあると認識しており、改定の方向にある。
- 問3 庁舎建替えのための基本設計を予算に計上。今の庁舎の位置か、NTN跡地の 2π 所に絞った理由は。また、勤労市民センターの耐震化も対応が必要であり、 複合化する等、ストック(資産)を持つなら、サービスも含めたキャッシュフロー (利益)を生む視点や、PFI 導入等を入れる視点を。
- 答3 水道局内の検討会で検討中。現在の場所では、仮庁舎の必要性、本庁舎の仕様、 様式に合わせる等難しい面も。NTNの跡地利用であれば、水道局単独ではなく、 市当局と相談しなければならない。複合化は念頭になかった。手法については、 選択の段階ではないが、PFIは破綻(失敗)した事例もある。
- 問4 基本設計を予算化しているので、遅くとも半年後には発注ではないか。PFIの失敗事例は官の理解が低いことに起因することが多い。資金調達だけでなく、計画段階で様々な検討を。水道管の耐震化もすすめるべきであるが、庁舎の耐震化を優先する理由は。
- 答4 市民、業者、職員が出入し、また災害時は避難所の拠点となる。水道管の耐震 化の対応と並行するが、少し庁舎を優先させる。
- 問5 小浜浄水場の拡張もあり、将来の浄水場等の統廃合も見越した上で、浄水場の 敷地中に庁舎の検討の可能性は。経営をどうするか等、庁舎の建替えも含めた資 産の有効活用を。
- 問5 小浜浄水場の拡張による川面への機能統合。平成16年の台風23号以降休止 している施設や、他の水道事業団から供給を受けた場合、小林・亀井浄水場の一 部処分の可能性もある。
- 問6 斑状歯対策について。現状と事業費の状況は。
- 答6 六甲山系は地質的にでやすい。要綱を制定し昭和50年9月から認定。平成23年度で1,428名を認定しており、新しい認定はない。事業費は、補償費が500万程度だが見込みがたて難い。人件費として、判定医3名、認定医1名を計上している。

論 点 3 水源について

<質疑の概要>

- 問1 県営水道からの受水量、額は。
- 答1 平成23年度の予算ベースでは、6億3,339万2千円。1日あたり14,800立法メートル。今後の受水量の予定としては、平成24年度から平成26年度は、16,800立方メートル。将来的には、平成35年度で20,000立方メートルとしている。
- 問2 県営水道の受水額の見通しは。
- 答2 経営は順調で黒字。今後も黒字で推移すると考えている。施設のメンテナンス

の関係もはっきりしていないが、軽減されるはず。

- 問3 阪神水道事業団からの水の購入はどういう位置づけか。設備投資済みの、歴史 ある阪神水道からの購入は、今の供給単価ではなく今後高くなるはず。水があま っている状況にある神戸市の千苅 貯水池 から原水の購入は考えていないか。
- 答3 千刈貯水池からの原水の購入は考えていない。阪神水道事業団は、将来的な安 定水源の確保策の一環として協議している。

自由討議の概要

- 議員A 庁舎の建替えについては、耐震化を理由にせず、今の庁舎との整合。省エネ 等環境への配慮、複合施設の検討等、どのような情報を発信したいのかコンセ プトをはっきりさせ、基本設計の業者への丸投げはせず、無駄使いはしないよ うに。
- 議員B 建て替え用地として、勤労市民センターのある末広公園は、逆米線の道路用地。簡単にはいかないのではないか。また、亀井浄水場を廃止するなら、そこの場所の可能性もある。

NTN跡地の活用は、市としてスーパーやマンション建設はダメとしてきたことから、市の戦略のきっかけか。儲けすぎてもいけない、公営企業としてのあり方も検討をすべき。

- 議員C キャッシュ (サービス) を生みださないストックは公務員的発想である。持っている資産の活用を。基本設計 (コンセプト) を決めてしまうと動きがとれない。提案型を含めて、考えて基本設計を。
- 議員D 水道管の耐震化対策が必要。合理的価格で安定供給を。
- 議員A 流動資産は56億、流動負債が6億で50億のお金があり、資金ショートの可能性はなく経営的に問題はない。現金の支出の伴わない償却資産計上は、償却期間内に回収して、積立をする経営で、黒字にはなるが、30年間改定のない料金体系に影響している。
- 議員D 阪神間で一番安い水道料金であることを、もっと市民に説明すべき。

討 論 なし

その他 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)

議案番号 議案第18号

議 案 名 平成24年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益 37 億 7,381 万円、下水道事業費用 41 億 8,367 万 4 千円で収支差引 - 4 億 986 万 4 千円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入 17 億 54 万 8 千円、資本的支出 35 億 2,677 万 4 千円、収支差引 - 18 億 2,622 万 6 千円で、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する。

主な建設改良事業は、雨水整備に1億5,220万円、汚水整備に1億6,550万円を計上。

論点 1 予算上の財務指標等の数値の推移について

<質疑の概要>

- 問1 下水道料金の収納率は。また、市税や他の料金の徴収とのリンクについては。
- 答1 平成22年度出納閉鎖時の5月末現在で、97.76%。市税や他の料金との 連携はない。
- 問2 下水道会計の場合、流動資産の現金預金が年々減っており、キャッシュフロー が懸案事項。損益計算書の営業損益の項目で収支均衡にすべきと思うが、平成2 5年度以降、何かしらの手立てが必要になるのか。
- 答2 平成23年度も一時的な資金ショートから水道会計からの借入れを。24年度 の予算では留保資金で対応するが、25年度決算時期には、資金が枯渇する。下 水道会計の収益は、使用料と一般会計からの繰入の二本立てとなっている。今後、 繰入金と、適正な受益者負担金を重要な問題として捉えていきたい。
- 問3 公営企業会計として収益的収支は、一般会計からの繰入があれば黒字、なければ赤字になるということでそこは大きな問題ではない。問題は基金はいつ0になるのか。また、雨水整備は公費(繰入金)でと考えると、雨水整備は繰入金に左右されるということか。
- 答3 基金は現時点で1億3,700万円。平成23年度末時点で0となる。雨水整備の状況は78.7%で、今後、重点的に整備していく。
- 問4 基金が0になり、一般会計の繰入が減になれば、資金繰りが苦しくなるという ことか
- 答4 収入の減となり、キャッシュフローに影響する。
- 問5 市長部局から企業体にすると下水道会計は厳しくなるのはわかっていた。職員 減の状況や、統合のメリットは。
- 答5 下水道管理課、下水道建設課の統合等、平成17年度の企業会計の全部適用以降、職員数は減っている。統合のメリットは、事業の一元化、緊急・災害時の対応を含む迅速な対応、上下水の窓口のワンストップ化、総務課で契約業務も一元化でき、いろいろな面で経営面で効果はあった。

- 問6 企業体としてのメリットがあるかもしれないが、市民にとってのメリットが見 えない。ひとつの組織に2つの会計があることをシビアに考えないといけない。 統合するにあたって甘さがあったのではないか。
- 答6 統合後、一般会計(税金)から負担してきた割合を毎年減らしてきた。基金27億円を赤字に充てカバーしてきたが使用料の改定等も検討しなければいけない時期に。
- 問7 流域下水道維持管理費が4,700万円増に。理由と、いつまで続くのか。
- 答 7 武庫川流域下水道で、平成 2 4 年度 2 6 年度の財政計画の見直しにより、脱水機の入替と、焼却炉の計画修繕等のためで、3 ヵ年の予定。

論 点 2 次年度以降を見据えた予算編成等について

<質疑の概要>

- 問1 資金不足の問題。平成24年度はどうするのか。
- 答1 料金改定の問題になるが、できるだけ先延ばしにしたいと思っている。
- 問2 24年度も25年度も借入れが決定的。24年度は一時で、25年度は長期借入とするのか。いつまでに結論を。
- 答2 決定まではいたっていない。

自由討議の概要 なし

討 論 なし

その他 なし

審査結果 可決(全員一致)

議案番号 議案第37号

議 案 名 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為により本市に帰属した清荒神 3 丁目第 2 公園を新たに都市公園とし、適正な 管理を行う

論点 1 都市公園指定の妥当性について

- 問1 当該公園は勾配がきつく、隣接している道路は坂道で角を曲がったところに 公園の入り口があり危険である。安全性に対する認識は。
- 答1 当該公園は、地域の方から要望があったシンボルツリーを中央に配置した、 緑地的な側面が強い公園である。勾配は国が示している標準よりもきついが、 このままで問題ない。道路との取り付きについても現状の形で仕方ない。
- 問2 勾配について、西宮では公園面積の70%が平坦でなければならないとする 規定がある。本市開発ガイドラインにも盛り込むべきでは。
- 答2 宝塚は山手部分が多く、今回は現地の地形を活用したような形の公園にせざるを得なかった。公園の安全な利用に配慮した基準を設けることは重要であり、 検討したい。
- 問3 見通しの悪い空間が生ずることのないようにという開発ガイドラインに反して、看板は車の視界をさえぎっている。公園に出入りする際に車との接触の可能性があるのでは。
- 答3 見通しが悪いのは地形的な要因が大きい。再点検するが難しい問題がある。
- 問4 公園取得の法的根拠は。
- 答4 都市計画法の対象外であり、開発ガイドラインに基づく協議により寄付を受けた。地域から要望があった、従前から親しまれていた古木のくすのきを残すことが課題であった。
- 問5 公園の提供を受ける以外に金納することを選択肢に入れて、公園の維持管理 や大きな公園の購入、親しまれてきた樹木の保守に充てるようにできないか。
- 答 5 かつて金納という選択肢を設けていた時があったが、現在はそういう対応を していない。
- 問 6 勾配でも人が滑らない表面仕上げがなされているか。真砂土や自然石による 仕上げはふさわしいと言えるのか。自然石は劣化して滑りやすくなるのでは。
- 答6 地域の方の緑に対する思いは強く、周辺の自然の景観と合わせることにも考慮した仕上げとしている。自然石の劣化については、車両が往来することは通常、年1、2回であり、早急に進むことはないと考えている。
- 問7 出入り口が勾配で危険な状態になっている。防火水槽の設置場所や出入り口

- の方向を工夫し、対応できないか。また、公園に作業車が入らなくてよければ 入り口に安全柵が設置できる。近隣に作業中の停車の協力を求めてはどうか。
- 答7 防火水槽の場所は公道が接していること、官民境界から1メートル以上離れていることなどの要件が必要で、消防士と協議して決定した。また、別の方向にある通路は公道ではないので出入り口にはできない。作業車の停車については近隣マンションの管理人に協力を求めながら地元と相談していきたい。
- 問8 住民から、くすのきの落葉に対する苦情があるのでは。
- 答8 業者から公園の提供を受ける前に強めに剪定をかけている。今後、伸びた場合には剪定の要望があると考えている。
- 問9 議案が認定されない場合の公園の取り扱いは。
- 答9 公園の整備については、開発を行うにあたり業者にできるだけ協力を求める 形で整備してもらっているもので、完璧な公園になっていない部分がある。今 回これだけ指摘があるということは、指導が十分でなかったと考えており、再 度点検して対応したい。承認されない場合は、都市公園という台帳に入らない というだけで、市は帰属を受けており、管理責任を負うということに変わりは ない。
- 問 10 行政目的に沿った活用しかできない行政財産か、売買可能な普通財産か、ど ちらの位置づけになっているのか。
- 答 10 行政財産。
- 問 11 引継ぎを受けて、昨年5月頃から市民に開放されているということだが、これまで事故の報告等はあったのか。
- 答 11 頻繁に人が入るところではなく、特に報告はない。

論 点 2 今後の公園の維持管理について

- 問1 真砂土舗装や竹垣の柵は耐久力がなく、すでに一部土が流れて砂利が露出している。管理コストがかかり問題があるのでは。
- 答1 管理経費はかかるが、市民に喜んでもらうために整備している。
- 問2 植栽の本数について開発ガイドラインの指定よりも多いのはなぜか。
- 答2 公園の面積が小さく遊具等が設置できないことや、周辺との調和を保つため、 できるだけ多くの緑を配置した。
- 問3 3年前にできた近隣の公園では、同じような手法で土留めしているが、すで に朽ちて土が流れ放題になっており、その状態が放置されている。公園の現状 の把握がなされていない。すべての公園について定期点検を実施すべきでは。
- 答3 管理体制を見直して、見過ごしがないよう対応したい。
- 間4 地域から要望があった公園こそ、管理について地域の方とアドプト制度の協

定ができるよう関わっていくべきではないのか。

答4 今後時期をみて地元と話したい。

自由討議の概要

- 議員A 安全については何よりも優先されるべきである。傾斜で足を踏み外したところに、見通しが悪い道を車が通行する場合もあり得る。管理体制を含め市に責任が生じるので放置できない。何か手を講じなければならないのでは。
- 議員B 附帯意見を付ける等の措置を講じておくべきでは。
- 議員A 附帯意見をつけても拘束力がない。
- 議員C 拘束力はないが、委員会で意見があったこはと尊重される。合意形成を図って、委員会としてまとめられないか。
- 議員B 条例を否決しても一緒。急斜面による危険性を啓発する看板の設置や危険性を回避するような出入り口の処理を行うよう委員会として言うべきである。実行するかどうかは当局の判断。
- 議員D 安全性の確保については一致しているのでは。
- 議員C 維持管理について、土が流れるなどの話があったが、まとめとして、安全 面だけでよいか。看板の設置を含め安全管理を継続するということで。
- 議員B管理というか施設の改修も含めて、できるところはしてほしい。
- ○まとめ 今後、安全面について、改修や看板設置を含め考えてほしい。

討 論

なし

その他

なし

審査結果

議案番号 議案第38号

議 案 名 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

道路占用料を改定する

論 点 1 道路占用料改定の妥当性及び影響について

質疑の概要

- 問1 国道の道路占用料について、単価が高い順に甲地、乙地、丙地とされている 中で、どれあたるのか。
- 答1 甲地は50万人以上の都市が該当するが、阪神間で同一の単価としており、 阪神間トータルでは50万人を越えているので、甲地としている。
- 問2 物件によって値上げ幅がちがうが、送電塔は一番値上げ幅が大きい。送電は 今後の自然エネルギーの活用においても大切な役割を果たす。一方で看板等が 値下げになっているが、全体の傾向は。
- 答2 今回の改正では、軽減されない地上物件が大きく値上げになっている。また、 商業地は平均地に比べて値上げ幅が小さい。
- 問3 前回の改正では激変緩和措置がとられたが、今回は措置しないのか。
- 答3 平成18年の改正では、単純平均で約50%の値上げがあったことに対して、 今回は10%程度であり、激変緩和措置はとらない。
- 問4 広告塔について、市の条例では4㎡で料金を区分しているが、国や県の占用料では1㎡単位となっている。小さなものでも高い料金が取られることになること、また、4㎡まで広告を大きくするという動機付けになれば景観面にも影響がある。
- 答4 過去からの改正において阪神間で協議し、統一した設定をしている。今後の 改正では、指摘の点を踏まえて検討したい。
- 問5 電柱や電話柱を設置している業者は、柱につけられた広告看板等の広告料からかなりの収入を得ている。市もそれに見合った額をもらうべきでは。
- 答 5 柱につけられている看板等は、柱とは別に料金をもらっている。占用料は固 定資産税評価額から算出しており妥当な金額と考えている。

論 点 2 道路占用料のあり方について

- 問1 地下駐車場において道路占用料が支払われていない事例があると聞くが、本 市においてはどうか。
- 答1 市内の道路では民間の地下駐車場はない。

自由討議の概要	
	なし
討	論
	なし
そ	の他
	なし
審査結果	
	可決(全員一致)

産業建設常任委員会報告書(平成24年3月定例会)

議案番号 議案第39号

議 **案 名** 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

租税特別措置法施行令等の改正に伴い条例を改正する

論点 1 条例改正の妥当性について

質疑の概要

上位法改正に伴うもののため、特段なし

自由討議の概要

なし

討 論

なし

その他

なし

審査結果

議案番号 議案第40号

議 **案 名** 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

建築基準法等の改正により、確認審査業務等に係る作業時間が増加するので、適正な 確認申請及び検査手数料に改定する

論点 1 条例改正の妥当性について

質疑の概要

- 問1 民間の手数料との差はどの程度か。
- 答1 一番件数の多い1戸建て住宅で比較すると、改正後の手数料3万1千円に対し、最大手企業は4万8千円と設定しているが、2万7千円としている企業もある。
- 間2 今回の改正にあわせて民間も値上げするのか。
- 答2 現段階ではそのような話は聞いていない。
- 問3 民間と市の審査件数の割合は。
- 答3 民間が約95%、市が約5%。改定してもこの割合には変化がないと考えている。

自由討議の概要

なし

討 論

なし

その他

なし

審査結果

議案番号 議案第41号

議 案 名 宝塚市都市景観条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

景観法の施行に関し必要な事項を定め、同法に基づく制度を活用するとともに、従来 の自主制度を継承し、実効性の高い、都市景観行政を推進する

論点 1 条例改正の妥当性について

- 問1 改正条例には法律の規定に基づく委任と自主規定の部分があるということだが、どういうことか。
- 答1 景観法の枠組みには、景観法で条例に委任している事項と、特段景観法は条例に委任していない事項がある。委任していない事項は特段条例で規定しなくても運用できるが、手続きが荒いことから市独自にきめ細やかな手続きを付加している。
- 問2 景観と都市計画をリンクさせることが重要。都市計画審議会で景観に関する ことも審議している他市事例がある。景観審議会と都市計画審議会の関係はど のように考えているのか。景観審議会及び都市景観デザイン審査会の構成は偏 重されているのでは。
- 答2 都市景観デザイン審査会は緑地学、ランドスケープ、色彩、景観コミュニティと景観に特化した専門家及び県の職員、市民委員で構成し、これまで20年以上、本市の景観形成に関する指導、助言をいただいた。委員構成の専門性については、今後、非常に難しい景観を一定ルール化し、方針を決めていくことから、これまで長く宝塚の景観にたずさわっていただいた審査会のメンバーを活用したい。
- 問3 審査会には公正な審査基準が求められる。何をしているのかわからないという実態があるのでは。
- 答3 審査会は公開しており、ホームページにも掲載さているが、わかりにくいという指摘には反省が必要。一層の市民周知に努めたい。
- 問4 景観と各種制度をリンクさせる必要がある。本市のまちづくりアドバイザー 制度や事前協議という手続きを景観に活用できないか。
- 答4 地区計画が法律で限定列挙されているのに対して、景観条例で漏れる部分を カバーしようとするもの。まちづくりアドバイザー制度は、地域の主体的なま ちづくり活動に対し専門家の派遣や経済的な支援をするもので、地域で景観形 成地域指定に取り組むまちづくり活動団体に対する助成も行っている。その範 疇に入る内容であれば適用して地域の活動支援することは可能であり、所管す る部署の職員が一緒になって地元と意見交換し、制度を選択してもらっている。

- 問5 本市は市民参加という面が弱いのでは。市民を公募して研修を受けてもらう という取り組みをしている自治体もあり、また、他市では市民がデザインコン テストを企画していることに対して、本市では違反広告物撤去ということが大 きく取り上げられている。
- 答 5 阪神間でも景観カレッジを実施し、その卒業生が住民の意見を集めて市と協議するという自治体がある。検討したい。また、景観形成地域指定に取り組んでいただいた団体から市と話し合いの場をつくるよう要望を聞いている。今回改正の内容にあがっている景観協議会は条例でそのような話し合いの場をつくることを目的としている。広告物については、現在、県条例に基づく事務を行っているが、景観法によるコントロールについて研究したい。
- 問6 中山桜台7丁目の地区計画には、コンサルタント派遣等の支援はなかったが。
- 答 6 当時はまだ地区計画と景観形成地域の指定をあわせて行うような運用にいたってなかった
- 問7 これまでの景観形成地域は改正でどのように変わるのか。
- 答7 景観計画特定地区という名称になるが、支援面で変わりはない。今まで条例 に基づく罰則規定だったものが法律に基づくものになるので、拘束力は高まる。
- 問8 景観計画特定地区の指定に必要な合意形成とはどの程度のものか。
- 答8 私権を制限することになり、さらに今回は拘束力も高くなる。縦覧に供して しっかり関係者の方々の意見を聞くということを、条例で明確にしている。

論 点 2 今後の景観行政のあり方について

- 問1 表彰制度を復活させてはどうか。
- 答1 社会状況の変化から案件が減ったこと、市の財政的な改革の取り組みが必要であったことから、平成16年以降中止している。廃止する選択肢もあったが、これからの時代には必要と考え、条例上は継続させた。お金をかけないで市民や事業者の機運を高める方策の検討もしたい。
- 問2 景観を重視することで、安全面や省エネ面、防災面に問題が生じることがあるのでは。
- 答2 第5次総合計画に書かれているように都市ブランドとして良好な景観をつくることが目指すべき方向性。景観が妨げになるというのは逆の発想であり、耐震化や環境面に配慮した事業が取り組まれていくなかで、そのときをチャンスととらえ景観誘導を図りたい。

修正案の提出とその後の議論

修正案の概要

第4条第4項「市は、都市景観の形成に関する施策及び実施に当たり、市民及び 事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。」の規定中「及び事業者」 を削る。

- 問1 第4条第5項にも事業者という表現があるが、削らなくてもいいのか。
- 答1 (修正案の提出者) 事業者であっても都市景観条例の基本理念は理解しても らうべきである。削らなくていい。
- 問2 修正案は主な趣旨は事業者が審議会委員になるという危険性があるということか。
- 答2 (修正案の提出者) 景観法ができた経過は、開発事業で景観が壊されるということに対する住民からの運動が始まり。事業者の意見を反映させるように努めるということは、財産権の自由を主張されたときにそれ以上の景観の話ができなくなる可能性があるということ。この規定があれば審議会に事業者の意見を反映するという問題がでてくる。
- 問3 第4条第4項の事業者を取ることで、条文上の前後関係に問題がでないか。 市民だけでなく事業者も景観形成には関わるというのが宝塚市の考え方だが、 事業者の意見は聴かないという規定にしてしまっていいのか。
- 答3 (修正案の提出者) 都市景観の形成に関する事業者の責任は第6条に規定されている。
- 問4 事業者を専門家としてとらえた場合、その見地や技術の面を消し去ってしま わないか。
- 答4 (修正案の提出者) 第6条の規定により提案していただくことはできる。ここでいう事業者というのは市域を超えた市外の事業者も該当しうる。経済活動する一般的な事業者の意見を施策の策定に反映しますということで、宝塚市の景観に責任がもてるのかと思う。
- 問5 宝塚市が独自の個性的な景観をつくるなら別だが、市域を超えた事業者であっても、景観形成において普遍的な考え方があると思うが。
- 答 5 (修正案の提出者) 景観はそれぞれの個性的な景観をつくりあげるべきで、 普遍的な景観はまずありえないと思う。また、事業者の意見を反映させる方法 論がないと思う。
- 問6 第4条第4項について、審議会等に事業者の代表も入れて意見を反映するように努めなければならないと読めるという意見があったが、第4条第4項と景観審議会の関係はどう考えているのか。

- 答 6 (理事者) 審議会の調査の権能範囲等に関しては条例に規定している範囲であり、直接第 4 条第 4 項を拘束すると考えていない。
- 問7 第4条第4項に理事者を入れた意図は。
- 答7(理事者) 景観法第2条、基本理念で、良好な景観は、以下、地方公共団体、 事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければなら ない。とうたわれていることを受けて規定した。

自由討議の概要

- 議員A 第4条第4項について他市の例にもあるように、市民及び事業者を削って、市は、都市景観の形成に関する施策及び実施に当たり、意見が反映されるよう努めなければならない。とすることで合意できるか。
- 議員B 審議会の規定は第4条第4項とは別の部分であり、削る必要はないと思う。修正案は修正案として採決しては。

討論

(修正案に対する賛成討論)

- 討論1 これまでの景観法に至る経過や景観法、旧本市景観条例にてらして考えると、修正案は整合性がとれていると思う。事業者を入れるということは、財産権の自由の問題を持ち出されたときに景観法そのものの根本理念をゆるがす問題として受け止めている。
- 討論 2 事業者が入っていることによって、市が目指してきている景観に対する考 え方が変わってしまう。

(修正案に対する反対討論)

討論1 この部分だけ見ると趣旨は理解できるが、条文全体の流れから見るとそれ ほど心配されることではないので、あえて修正する必要はない

その他

なし

審査結果

修正案について 否決 (賛成少数) 原案について 可決 (賛成多数)

平成24年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号 議案第42号

議 案 名 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準拠し、新たに浮き蓋付き特定屋 外タンクの設置許可申請に対する審査手数料を設けるため、条例の一部を改正しようと するもの

論 点 1 条例改正の妥当性について

<質疑の概要>

上位法改正に伴うもののため、別段なし

論 点 2 条例改正後の運用と宝塚市に与える影響について

<質疑の概要>

- 問1 今回の条例改正で対象となる施設の一番小さいものが1,000キロリットル。 現在、宝塚市内に存在するのか。
- 答1 現在、宝塚市にはない。
- 問2 現在はなく、今後も想定し難いが、もし許可申請がでてきた場合は、どのよう に対応するのか。
- 答2 500キロリットル以上1,000キロリットル未満を準特定屋外タンクと言うが、それらも含め500キロリットル以上のものは、専門的で高度な技術が必要であるため、全国的にも専門業者に委託をし、本市でもそのようになる。
- 問3 今回の事務手数料と、業者委託料の関係は。
- 答3 委託先は、法令上でも認められている「危険物保安技術協会」というひとつの 機関。審査受託料は、条例で定める手数料の9割程度を見込んでいる。

自由討議の概要 なし

討 論 なし

その他 なし

審 査 結 果 可決 (全員一致)

産業建設常任委員会報告書(平成24年3月定例会)

議案番号 議案第43号

議 **案 名** 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及 び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案の概要

水道法の改正に伴い、水道の布設工事の監督者に必要な資格などについて定める条例 を制定する

論点 1 条例制定の妥当性について

質疑の概要

上位法改正に伴うもののため、別段なし

自由討議の概要

なし

討論

なし

その他

なし

審査結果

産業建設常任委員会報告書(平成24年3月定例会)

議案番号 議案第44号

議 案 名 宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

下水道法の改正に伴い、排水施設の構造の基準を条例に追加する

論点 1 条例改正の妥当性について

質疑の概要

- 問1 今回の法改正は、東日本大震災によるものか。
- 答1 震災とは別の観点からの改正と考えている。
- 問2 市内の施設において、今回の改正に合うよう改めなければならないところは あるのか。
- 答2 以前から法律でうたわれていたことでもあり、改めるべきところはない。

自由討議の概要

なし

討 論

なし

その他

なし

審査結果

議案番号 議案第45号

議 案 名 公の施設の指定管理者の指定について

議案の概要

2012 年 7 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの宝塚市立温泉利用施設の指定管理者として、大阪市西区北堀江 1 丁目 4 番 14 号、株式会社エイチ・ツーオーを指定しようとするもの

論点 1 指定管理者の選考について

<質疑の概要>

- 問1 今回の応募は2団体。もう1団体くらいあればよかったのだが。選定されなかった事業者は実績があるのか。
- 答1 昨今の経済状況下では、複数の応募があることはよかったと考えている。応募 された事業者(共同事業者)を組む一社は実績がある。
- 問2 先日利用したが結構な人出がありよかった。企業努力をされているが、ぎりぎりで厳しいのではないか。駐車場の出庫に時間がかかる等の問題もある。旧の市民ホール候補地の活用等はあるのか。
- 答2 市民ホール候補地は使っておらず、近隣の土地を活用している。
- 問3 候補団体の事業計画を見ると、設置目的である温泉のまちとしての観光戦略と相違を感じる。また、貸借対照表をみると、流動比率が100%を下回っているが、その原因となっている預かり金について説明を。
- 答3 宝塚ホテルとのタイアップ、旅行雑誌への掲載等、観光戦略への取組もされている。また、財務状況は、エステサロンが回数券の販売をされている分を預かり金として流動負債で計上されているが、経営的には大丈夫と思っている。
- 問4 応募の拡大を考えると原則の5年にメリットがあるのでは。今後の応募の仕方として、指定管理の期間を含めた提案ができれば応募が増えるのではないか。 また、日程をみると、応募期間が1ヶ月しかなく短いのではないか。事業やサービス水準の確認等の期間があってもいいのではないか。
- 問4 指定管理者運用方針に基づき設定している。原則5年、次に3年。他では10年ということもある。3年の方が運営が見通しやすいということで今回は3年に設定した。応募期間の設定は最低1ヶ月となっている。

期間を含む提案については考えてなかった。今後、研究する。

- 問5 モニタリングの評価づけでは、評価者や事業者が替わっても同じようにできるように、数字で評価できるようになっているか。
- 答5 指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、誰が実施しても公平な視点でできるようにしている。ランクについては、バラつきがないように、また、評価者の負担も軽減できるように3ランクで実施している。

論 点 2 宝塚温泉のあり方について

<質疑の概要>

- 問1 宝塚市民への還元の成果は。それらは宝塚市民だけへのサービスか。
- 答1 お金のインセンティブが喜ばれる。「ワンコインデー」「子ども、父・母の日の 割引」「高齢者」への割引がある。対象者は全利用者。
- 問2 地域住民団体、利用者団体からの情報提供はあるのか。
- 答2 把握はしていない。
- 問3 施設の更新や老朽化の調査の状況は。
- 答3 日々、指定管理者や市の両者で点検、修繕等の対応はしている。配管については、年1回可能な範囲ではあるが点検している。金泉のところでは、スケール防止剤を使い固まらないようにしている。長期修繕計画では20年としており、すぐに大規模更新の必要はないと思っている。今後も、管理の中で、点検し、修繕を実施していきたい。

自由討議の概要

なし

討 論 なし

その他 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)

議案番号 議案第48号~第55号(一括審査)

議 案 名 第48号 市道路線の認定について

第49号 市道路線の認定について

第50号 市道路線の認定について

第51号 市道路線の認定について

第52号 市道路線の認定について

第53号 市道路線の認定について

第54号 市道路線の認定について

第55号 市道路線の一部廃止について

議案の概要

議案第48号 山手台西4丁目の15路線を新規認定する

議案第49号 花屋敷荘園1丁目の1路線を新規認定する

議案第50号 南ひばりガ丘1丁目の1路線を新規認定する

議案第51号 山本南2丁目の1路線を新規認定する

議案第52号 山本南3丁目の1路線を新規認定する

議案第53号 中筋山手4丁目の2路線を新規認定する

議案第54号 高松町の1路線を新規認定する

議案第55号 中筋山手4丁目の1路線について、代替道路が設置され、道路の機能が一部区間減失したため、一部廃止する

論 点 1 認定の妥当性について(議案第48号~第54号)

質疑の概要

- 問1 市道を認定しなければどうなるのか。
- 答1 公共施設は工事の完了広告がなされた翌日に管理権と権原が市に帰属される。基本的にはその段階で供用開始することに問題はないが、道路の不法占拠等に対し、法律で定められた対抗要件で対応することが困難になる。
- 問2 当該道路の供用は開始されているのか。
- 答2 すでに財産の引き継ぎをうけ、供用を開始している。

論 点 2 交通安全対策について (議案第48号~第54号)

- 問1 階段の歩行者専用道路に関し、手すりや段の高さ等の基準はあるのか。
- 答1 階段の蹴上や幅は建築基準法が適用されている。手すりは必要なものとして 指導している。
- 問2 階段では事故が多い。段数や幅、踊り場の状況といった車道とはちがう情報 を台帳に持ち、業者と安全上の協議ができるような基準をつくってほしい。

- 答 2 事故があった場合に、できるだけ台帳で把握できることは重要と考える。できるだけ対応したい。
- 問3 議案第54号の道路交差点で死亡事故が発生したが、交通安全対策はとっているのか。
- 答3 事故後、公安や警察、市関係部署が集まって事故防止検討委員会を設置。交差点のカラー舗装、注意看板の増加設置、側線を敷きなおして道路幅員が狭く感じるような対応をとっている。

論 点 3 廃止の妥当性について (議案第55号)

質疑の概要

なし

論 点 4 交通安全対策について (議案第55号)

質疑の概要

なし

自由討議の概要

なし

討論

なし

その他

なし

審査結果

全議案可決(全員一致)

議案番号 議案第56号~第58号(一括審査)

議 案 名 第56号 農作物共済に係る無事戻しについて

第57号 園芸施設共済に係る無事戻しについて

第58号 農作物共済に係る特別積立金の取崩しについて

議案の概要

議案第56号 2009 年度から2011 年度までの水稲に係る農作物共済について対象予定者を359人、総額の限度額を55万9000円として、無事戻しする

議案第57号 2008 年度から 2010 年度までの園芸施設共済について対象予定者を7人、総額の限度額を37万6000円として、無事戻しする

議案第58号 水稲共済損害防止事業の実施に要する費用の支払いに充てるため、限 度額を120万円として、特別積立金を取崩しする

論 点 1 無事戻しの妥当性について(議案第56号、第57号)

質疑の概要

- 問1 無事戻し額の算定方法は。
- 答1 過去3年間の掛け金の2分の1から、過去3年間で受け取った共済金と過去 2年で受け取った無事戻し金を控除し、それに年度枠を考慮した額としている。
- 問2 事故はどの程度の割合で発生しているのか。
- 答2 農作物共済に関し、加入者が約500件に対し、共済金の支払い対象者は4、 5件となっている。

論 点 2 取崩しの妥当性について(議案第58号)

質疑の概要

- 問1 取崩しの理由である水稲共済損害防止事業の内容は。
- 答1 共済加入者に対し、牛糞堆肥又は防虫テープを配布する。牛糞堆肥については、まくことで土壌改良を行い、水稲の根などの育成をよくして風水害の被害を抑えようとするもの。防虫テープは銀と赤の反射テープを配って鳥虫害を抑制しようとするもの。
- 問2 取崩しの限度額、120万円の根拠は。
- 答 2 牛糞堆肥を選択されるケースが多く、一袋 190円のものを1000㎡あた り3袋を配布するという考えで試算。本市は約190haの契約がある。

自由討議の概要

なし

討 論

なし

その他

なし

審査結果

全議案可決 (全員一致)

平成24年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号 議案第75号

議 案 名 平成23年度宝塚市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案の概要

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益の予定額を967万7千円減額し、38億3,373万7千円に、下水道事業費用の予定額を1,050万円減額し、42億6,491万円にするとともに、資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予定額を1,008万4千円減額し、21億853万6千円に、資本的支出の予定額を1,558万2千円減額し、38億9,685万円にする

職員給与費を2,608万2千円減額し、2億6,086万4千円に、他会計からの補助金のうち、 経営安定化のために補助を445万円減額し、9億4,522万9千円にする

平成 23 年度予算について決算見込みに基づき予算を整理したもので、これらにあわせて一般会計からの繰入金についても補正を行おうとする

論点 1 補正の妥当性及び必要性について

<質疑の概要>

決算に伴う補正のため、別段なし

自由討議の概要 なし

討 論 なし

その他 なし

審 査 結 果 可決(全員一致)